

測量・建設コンサルタント業務等における最低制限価格の設定について

「公共工事の品質確保の推進に関する法律（品確法）」の改正を受け、令和3年4月1日以降に公告及び指名を行う、測量・建設コンサルタント業務等のうち、工事に係る業務について、次の算定式に基づき最低制限価格（税抜き）を設定することとします。

1 最低制限価格の算定方法

最低制限価格は、国土交通省基準に準拠し、以下の方法で算定します。

(1) 測量業務

$$\text{直接測量費} \times 1.0 + \text{測量調査費} \times 1.0 + \text{諸経費} \times 0.48$$

(2) 建築関係コンサルタント業務

$$\text{直接人件費} \times 1.0 + \text{特別経費} \times 1.0 + \text{技術料等経費} \times 0.6 + \text{諸経費} \times 0.6$$

(3) 土木関係コンサルタント業務

$$\text{直接人件費} \times 1.0 + \text{直接経費} \times 1.0 + \text{その他原価} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.48$$

(4) 地質調査業務

$$\text{直接調査費} \times 1.0 + \text{間接調査費} \times 0.9 + \text{解析等調査業務費} \times 0.8 + \text{諸経費} \times 0.48$$

(5) 補償関係コンサルタント業務

$$\text{直接人件費} \times 1.0 + \text{直接経費} \times 1.0 + \text{その他原価} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.45$$

※上記の(1)～(5)のうち、複数の業務を一つの業務として複合して積算している場合には、個々の業務毎に最低制限価格を算出し、それらの額の合計額を当該複合業務の最低制限価格とします。

※算出された額から千円未満を切り捨てとします。

※予定価格（税抜き） $\times 0.9$ （千円未満切捨て）を上限とし、予定価格（税抜き） $\times 0.7$ （千円未満切捨て）を下限とします。

※最低制限価格を設定する場合は、入札公告の最低制限価格欄に「有（事後公表）」または、指名通知等の最低制限価格欄に「採用」と記載します。

※最低制限価格が設定された案件において、最低制限価格以下での入札は失格扱いとします。

2 最低制限価格の公表について

最低制限価格については、事後公表とします。（予定価格については、当面の間従前のおり事前公表とします。）